

令和6年度第1回
射水市介護保険地域密着型サービス運営委員会 会議録

1 日 時 令和6年6月27日（木）午後3時10分～3時55分

2 場 所 射水市役所302、303会議室

3 出席者

(1) 運営委員会委員 8名

宮嶋会長、中堀副会長、沖委員、野村委員、野田委員、矢後委員、森本委員、小林委員

(2) 事務局 4名

菓子介護保険課長、坂井課長補佐、岡田認定係長、熊藤主査

[会議次第]

1 開会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 地域密着型サービス事業所の整備状況について

資料1

(2) 地域密着型サービス事業所の指定状況について

資料2

(3) 地域密着型サービス事業所の整備計画について

資料3

(4) 地域密着型サービス新規整備事業者の選定に係る公募結果について

資料4

(5) 地域密着型サービス事業所に係る運営指導の予定について

資料5

(6) 地域密着型サービス事業所に対する監査と行政処分について

資料6

4 閉 会

[会議録]

事務局 【議題 ((1)「地域密着型サービス事業所の整備状況について資料1」、議題(2)「地域密着型サービス事業所の指定状況について資料2」説明】

会 長 資料1、資料2について説明をしていただきました。説明について何かご意見ご質問等あればお願いします。

— 質疑無し —

事務局 【議題 ((3)「地域密着型サービス事業所の整備計画について資料3」説明】

会 長 資料3について説明をしていただきました。説明について何かご意見ご質問等あればお願いします。

— 質疑無し —

委 員 能登半島地震については、大きな被害があった事業所が1か所あり別の拠点で対応しているとのことですが、少なからず地震の影響が色々なところであったのではないかなと思います。ほかに、利用者に何か影響はありましたか。

事務局 地震発生後、すぐに市内の事業所に被害状況を確認しましたが、利用者等に対してのサービス提供等に影響があったという話ほとんどありませんでした。ボイラーが壊れたことによってお風呂が使えず、代替サービスを提供したという話は聞いております。

事務局 【議題 ((4)「地域密着型サービス新規整備事業者の選定に係る公募結果について資料4」説明】

— 質疑無し —

会 長 資料4について説明をしていただきました。説明について何かご意見ご質問等あればお願いします。

事務局 【議題 ((5)「地域密着型サービス事業所に係る運営指導の予定について資料5」説明】

会 長 資料5について説明をしていただきました。説明について何かご意見ご質問等あればお願いします。

事務局 【議題 ((6)「地域密着型サービス事業所に対する監査と行政処分について資料6」説明】

会長 資料6について説明をしていただきました。全体を通してでもよろしいので、ご質問ご意見あればお聞きしたいと思います。時間がありますので、皆さんご発言いただきたいと思います。

委員 行政処分は大きな問題だと思います。今回、初めての行政処分だったということですが、利用者にあまり不利益が出ないように今回の処分内容になっているのでしょうか。どのように行政処分の内容を決めたのですか。

事務局 行政処分の程度を決定するにあたり、不正請求に加えて虚偽報告や虚偽答弁が重なると、基本的には指定取消になります。処分決定の過程で継続性、悪質性を考慮します。この事業所は看護職員の配置が必要となる定員18名で事業を行っていましたが、その配置ができていませんでした。しかし、監査を行ってすぐに看護職員の配置が不要となる定員10名までに変更したことや、この事業所がある圏域内に地域密着型デイサービスが少なくなってしまうことで利用者への影響がでてしまうことを考慮し、指定取消から処分を軽減し、一部効力停止と決定しました。

委員 6年に1回の監査とのことですが、前回の運営指導はいつ実施されましたか。

事務局 前回は令和3年度に実施しています。

委員 当時はこのような状態ではなかったのですか。

事務局 このような状態ではありませんでした。

委員 どここの施設も看護師、介護士が不足しているという話を聞きます。なんとかしなければいけないと思うのですが、それができないから必要な人材がそろえられないのだと思います。

委員 最初からずっと看護師がいなかったのですか。いた時期もあったけれども辞めてしまって、辞めてしまったけれども言わなかったということなのでしょうか。

事務局 雇用していた看護職員が辞めたこともありましたが、看護職員が不在にな

ることが問題であるということもわかっておられるので、採用の活動もしておられました。看護職員が1人しかいない場合、突発的な体調不良に対応できなくなることがありますので、医療法人や病院等と連携をして、看護職員が出勤できない時に関わってもらえる体制を整えておくことで不測の事態をカバーするという方法もあることを指導しました。

事務局 補足ですが、看護職員が辞められたら翌月そのまますぐに減額をしてくださいというものではありません。配置していない日数によっては翌々月から減額して請求するなど、新しい看護職員を配置するために努力する期間は設けられています。事業者には、看護職員の不備により利用者に迷惑をかけているということを十分に自覚してほしいと指導しています。

委員 利用する立場といたしまして、やはりしっかりと監査とか運営指導をしていただきたいなと思いました。

委員 資料を見ると、いちにのさんぽは2か所あるのですね。2か所とも同時に指導に入るのですか。

事務局 同じ年には入っておりません。

委員 監査を実施する理由としては、利用者からの通報が多いのですか。

事務局 利用者や従業員からの通報が多いです。

委員 看護職員や介護職員の確保はどの施設においても大変だと思います。そのことに関する相談は市や色々な団体にもあると思いますので、事業者と一緒に相談していただけたらと思います。

会長 今後、処分される事業所が出ないようにしっかりと指導、監査をしていただきたいと思います。また、指導や監査を実施して終わりではなく、求人している事業者に対する支援をしていただければと思います。

副会長 今回の行政処分で経営の厳しさや従業員不足が背景にあるということを感じました。また、運営指導という機会がすごく重要で、今回のことをきっかけに行政と事業者との相談体制や協力体制ができたのではないかと思います。大変な課題だと思うのですが、一緒に取り組んでいくことが重要になると感じました。

会長 地域密着型サービスは、これから高齢者福祉を支えていく上でとても大事な部分であり、一方で人材不足も事実としてある中で、つい先日、外国人

材を居宅サービスにも要件を緩和して受け入れるとテレビ報道がありました。今後、人材確保やサービスの質に対してどのように指導していくのかが行政としての課題になると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。これにて令和6年度射水市介護保険地域密着型サービス運営委員会を閉じさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。